

最低制限価格率の設定方法の変更及び再度入札の実施について

1 最低制限価格率の設定方法の変更

現在、予定価格を事前公表する入札の最低制限価格については、入札参加者の入札額の合計額を基に算出した額と、最低制限価格率（建設工事：89%～91%、建設工事に係る業務委託：80%～82%、物品調達等：85%～87%）の範囲内の最高入札額の低い方で決定していましたが、最低制限価格率の範囲内での入札者が1者でもいれば、最低制限価格率の上限と予定価格の範囲内に入札者がいても落札することができないため、最低制限価格率の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて設定する方法に見直します。（別紙1）

また、初回入札において落札者がいない場合は、再度入札を実施しますが、最低制限価格は、初回入札時から変更しません。

2 再度入札の実施

建設工事及び建設工事に係る業務委託については、平成30年4月2日以降、物品調達等については、平成30年3月16日以降に公告する案件からは、初回入札において落札者がいない場合は再度入札を行います。

再度入札を行う場合には、開札後、入札参加者に対して再度入札を行う旨を通知します。

なお、再度入札における最低制限価格は、初回入札時から変更はなく、再度入札においても落札者が決定しない場合は、当該入札は不調となります。

(1) 電子入札システムでの再度入札通知等の確認方法

電子入札システムにログイン後、開札された案件を検索し、通知を確認してください。

開札が終わっている参加案件については、落札決定 又は 再入札通知が表示されます。

なお、電子入札システム操作マニュアルを、ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

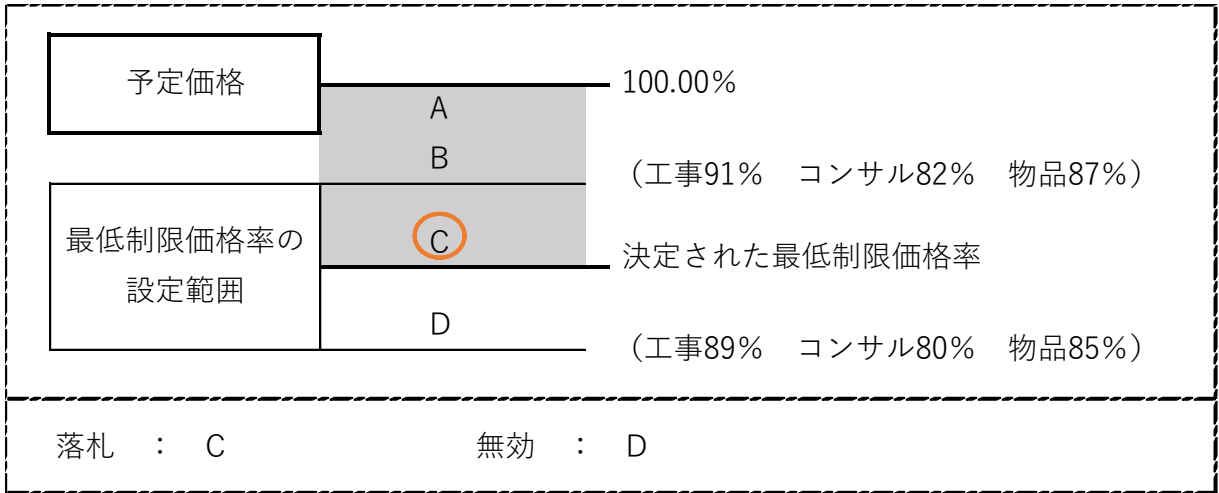
- ・電子入札システム操作マニュアル(長崎市ホームページ→「入札・契約情報」ページ内)

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004500.html>

(2) 落札及び再度入札となる場合の具体的事例について（予定価格事前公表）

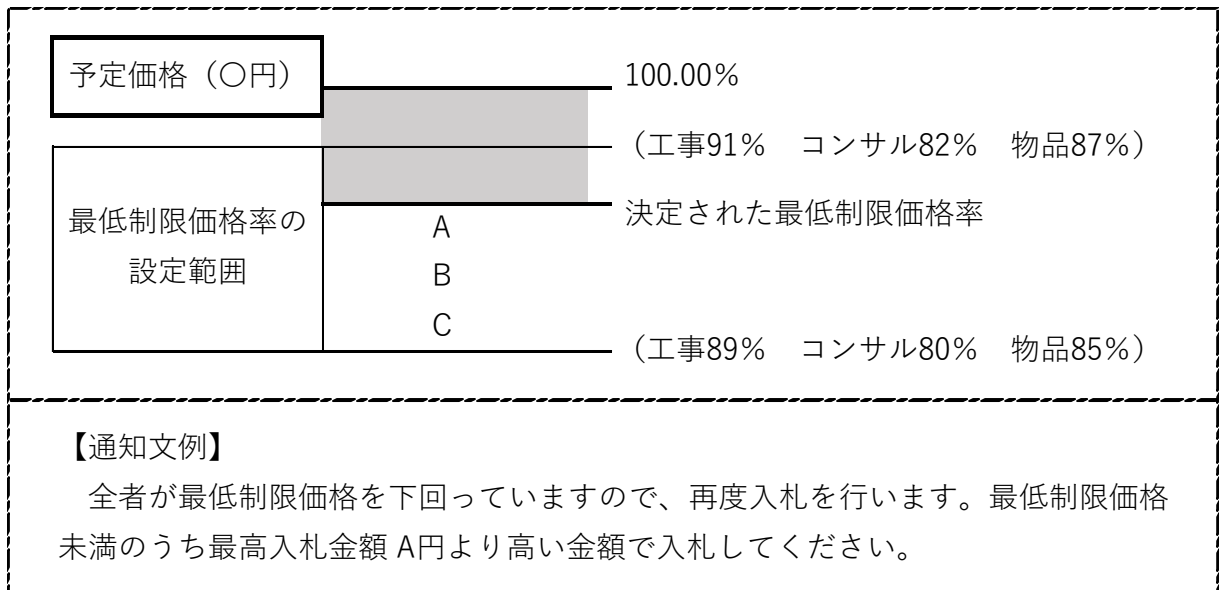
ア 初回入札で落札決定となる例

(例 1)



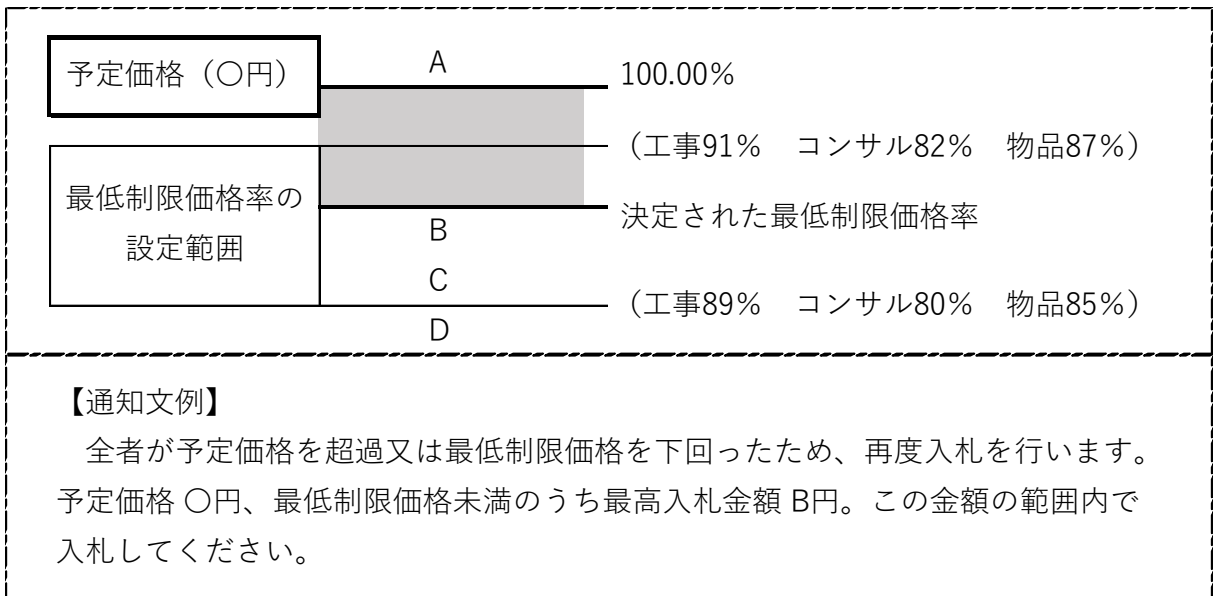
イ 再度入札となる例

(例 2) 全者が最低制限価格を下回る入札の場合



「A」～「C」全てが再度入札に参加可能

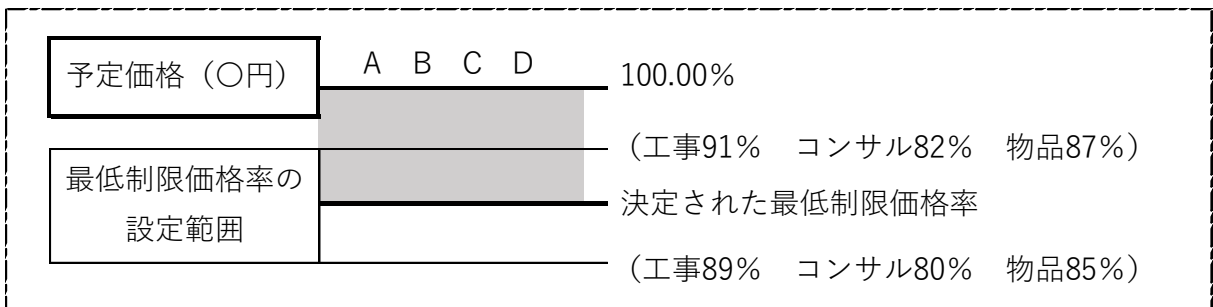
(例3) 予定価格を上回る入札及び最低制限価格下限額を下回る入札がある場合



「A」～「D」のすべてが、再度入札に参加可能

ウ 再度入札とならない例 (予定価格事前公表する案件)

(例4) 全者が予定価格を超過 (再度入札にならない)



※参考 最低制限価格の設定方法 (例) 建設工事の場合

○現行

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
91%	A
	最低制限価格①
89%	最低制限価格② B ←落札
	C D
	E

【現在の設定方法】

最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、最低制限価格①と最低制限価格②を比較し、低いほうが最低制限価格。

【最低制限価格①】

下限価格から予定価格までの範囲内での有効な入札の合計額を201で割り、さらにその余りを100で割った数値を最低制限価格率の下限に加えて変動率を決定し、予定価格を乗じて最低制限価格を算出。

【最低制限価格②】

最低制限価格率の範囲内で一番高い入札額

← ①入札額より算出した変動式の最低制限価格

← ②最低制限価格率内での最高額入札額

①、②のどちらか低い方が最低制限価格

このケースの場合は、②が最低制限価格となり、Bの業者が落札する。Aの業者が落札することはない。



○見直し後

最低制限価格率	最低制限価格率の上限より上に入札者がいる場合
100%	予定価格
91%	A ←落札
	最低制限価格
89%	B C D
	E

【見直し後の設定方法】

予定価格の最低制限価格率(89%~91%)の範囲内で、電子調達システムによりランダム係数を用いて、最低制限価格を設定。

← ランダム係数を用いて設定した最低制限価格

このケースの場合は、Aの業者が落札する。

※入札が不調となった場合は、再度入札を行う。